

(様式4)

件名:	5歳児健康診査について
担当課:	こども未来部 子育て保健課 母子健康サポート担当 (電話:083-921-7085)

本市では、これまで公費による健康診査として、乳児は1か月・3か月・7か月健康診査、幼児は1歳児、1歳6か月児、3歳児健康診査を行ってまいりました。

この度、安心して子育てができる環境の充実を図るため、生まれてから就学までの切れ目のない健康診査が行えるよう、6月から新たに5歳児全員を対象とした、公費による健康診査を開始いたします。

**【対象者】**

5歳児(令和7年度中に5歳を迎える児)  
(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)

**【受診方法】**

個別受診方式  
対象者へ事前に受診票を郵送し、かかりつけ小児科などの医療機関へ受診

**【実施場所】**

主に市内小児科

**【内容】**

身体計測、発達や生活習慣・子育てに関する問診、医師による診察

**【フォローアップ体制】**

診察により支援が必要と判断されたお子さまや、集団生活での心配ごとがあるお子さまには、お子さまの状況に応じた相談機関の紹介や、心理士・教育関係者が参画する相談の場の紹介などを行います。

**【事業実施の意義】**

5歳頃は、言語の理解能力や社会性が高まり、集団生活においても成長が著しく個々の発達の特性が認知されやすい時期であり、また、就学まで1年以上の期間があります。

この時期に医師による健診を全員に受診していただき、支援が必要なお子さまには支援につなげてまいります。